

## 響友会名簿管理規定

### 第1条 原簿保管

- 1 名簿の原簿はパソコンデータとし、名簿担当スタッフがセキュリティを考慮し保管管理する。
- 2 原簿の写しは、必要に応じスタッフ宛に限り送付できる。

### 第2条 原簿のアップデート

- 1 名簿担当スタッフは住所不明者の搜索を、スタッフ等を通じて積極的に行い、データの陳腐化の防止に努める。
- 2 名簿担当スタッフは会員から変更届けがあった際は速やかに原簿の修正インプットを行い、常に最新の状態を保つよう心がける。

### 第3条 個人情報保護

- 1 原簿に記載された個人情報はスタッフ限りとする。
- 2 原簿は響友会活動以外の目的には使用してはならない。
- 3 会員は、原簿に掲載する項目について、入学年、学部（他大学の場合は大学名）、氏名、住所、楽器以外の項目に関しては任意記載とする。
- 4 名簿は一般会員には配布しない。

付記 本規定は2024年2月18日神戸大学出光佐三記念講堂に於ける総会で改訂が承認された。